

令和5年（2023年）5月（第5回）教育委員会会議

1 開催日時

令和5年5月12日（金）18:00～

2 開催場所

宇部市役所4階 教育委員室

3 議 題

- ・議案第8号 工事請負変更契約締結の件
- ・議案第9号 宇部市勤労青少年会館条例廃止の件
- ・議案第10号 宇部市勤労青少年会館条例廃止に伴う関係規則の整備の件

・その他の事項

文化財審議会委員の任命について

寄附の報告について

議案第 号

工事請負変更契約締結の件

令和4年9月市議会定例会において議決された議案第75号について、下記のとおり変更契約を締結したいので、宇部市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第58号）第2条の規定により、市議会の議決を求める。

令和5年6月 日提出

宇部市長 篠崎圭二

記

変更請負金額 一金 359,929,900円也  
(消費税額及び地方消費税額を含む。)  
(当初 一金 355,630,000円也)

【説明】

- 1 工 事 名 神原小学校屋内運動場改築（建築主体）工事
- 2 工 事 場 所 宇部市神原町一丁目1番1号
- 3 工事の概要 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造平屋建て  
延べ面積 893.94㎡
- 4 契約の相手方 島田工務店・高橋建設共同企業体  
代表者 宇部市小松原町二丁目4番18号  
株式会社島田工務店  
代表取締役 島 田 政 明  
宇部市松山町一丁目7番27号  
高橋建設株式会社  
代表取締役 高 橋 文 男
- 5 変更の理由 資材価格及び賃金の上昇に伴うインフレスライド条項の適用により、工事請負金額を増額変更するものである。

## 勤労青少年会館の閉館について

### 1 概要

現在臨時休館中の勤労青少年会館について、令和 5 年 5 月以降も利用を停止し、閉館・解体に向けた手続きを進めていくこととします。

### 2 経緯

本施設は、昭和 42 年に建築後、50 年以上が経過し、耐震性もないことから、公共施設等個別施設計画において、令和 6 年から 7 年にかけて廃止する予定としていましたが、令和 5 年 2 月 17 日に外壁の一部が落下したため、4 月 30 日まで臨時休館とし、今後の会館利用について検討を進めてきました。

検討の結果、建物を安全に利用していただくためには、約 2,000 万円の工事費が必要であること、また、工事完了までには 1 年以上を要する見込みであることから、完了後の利用可能期間、費用対効果等を考慮し、閉館の手続きを進め、土地の売却と合わせて早期に建物を解体することが合理的であると判断したものです。

### 3 今後について

- ① 5 月臨時会に、設置条例の廃止案と、売却・解体に必要な経費についての補正予算案を提出する予定。
- ② 施設利用登録団体に対し説明を行い、代替施設の紹介や利用する際の支援を行います。
- ③ プラネタリウムや天文ドームにおいて実施してきた天文教育については、最新のデジタル機器の活用や移動天文教室等の実体験を組み合わせながら、関係団体と連携して効果的に進めていきます。

会館を利用されてきた皆様には、大変ご迷惑をお掛けしますが、ご理解いただきますようお願いいたします。

問い合わせ先

教育委員会 社会教育課 担当：井上 電話：0836-37-2780

■宇部市総合政策部 広報広聴課 担当：藤井 0836-34-8122

## 議案第四十七号

### 宇部市勤労青少年会館条例廃止の件

宇部市勤労青少年会館条例（昭和四十二年条例第三十六号）を次のように廃止する。

令和五年五月十七日提出

宇部市長 篠崎圭二

宇部市勤労青少年会館条例は、廃止する。

附 則

この条例は、令和五年六月一日から施行する。

「説明」

施設の老朽化及び青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）の一部改正の趣旨を踏まえ、宇部市勤労青少年会館を廃止するものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

宇部市教育委員会規則第 号

宇部市教育委員会事務局の組織等に関する規則（昭和四十五年教育委員会規則第三号）の一部を次のように改める。

令和 年 月 日

宇部市教育委員会教育長 野口政吾

第四条中

「一 勤労青少年会館に関する事。」を削る。

附則

この規則は、令和五年 月 日から施行する。

# 宇部市教育委員会規程第 号

宇部市教育委員会職務権限規程（平成二十三年教育委員会規程第一号）の一部を次のように改める。

令和五年 月 日

宇部市教育委員会教育長 野 口 政 吾

別表第二中、

社会 教育 課	3	宇宙教育の (1) 宇宙教育事業の実施 推進	(ア) 重要なもの		○	
			(イ) 軽易なもの	○		
	4	勤労青少年 会館の運営	(1) 施設の使用許可		○	
				(2) 施設の運営上必要な 指導、指示、措置等		
			(ア) 重要なもの		○	
			(イ) 簡易なもの	○		

を

社会 教育 課	3	宇宙教育の (1) 宇宙教育事業の実施 推進	(ア) 重要なもの		○
			(イ) 軽易なもの	○	

に改める。

## 附 則

この規則は、令和五年 月 日から施行する。

○宇部市教育委員会事務局の組織等に関する規則

昭和四十五年七月一日

教育委員会規則第三号

改正 昭和四八年十一月一日教委規則第三号

昭和五〇年五月一五日教委規則第一号

昭和五一年七月一日教委規則第四号

昭和五三年三月二七日教委規則第一号

昭和五三年六月二四日教委規則第六号

昭和五四年九月一日教委規則第四号

昭和五七年三月三〇日教委規則第二号

昭和六一年三月三一日教委規則第二号

昭和六一年一月二二日教委規則第三号

昭和六三年三月二九日教委規則第一号

平成元年三月三一日教委規則第二号

平成二年三月三〇日教委規則第一号

平成四年三月三一日教委規則第一号

平成六年三月二八日教委規則第三号

平成七年三月二八日教委規則第三号

平成九年二月二四日教委規則第一号

平成一一年一月二二日教委規則第二号

平成一二年三月二七日教委規則第一号

平成一三年三月二九日教委規則第二号

平成一四年三月二六日教委規則第一号

平成一五年三月二七日教委規則第三号

平成一六年一月〇日二九日教委規則第九号

平成一七年三月二五日教委規則第一号

平成一八年三月二四日教委規則第四号

平成一九年三月二三日教委規則第五号

平成一九年四月一日教委規則第七号

平成二〇年三月二六日教委規則第一号

平成二一年三月二六日教委規則第四号

平成二十一年一〇月六日教委規則第七号  
平成二十二年三月二六日教委規則第一号  
平成二十三年一〇月一日教委規則第一〇号  
平成二十四年六月二六日教委規則第二号  
平成二十五年三月二九日教委規則第一号  
平成二十六年一月二六日教委規則第二号  
平成二十七年三月三十一日教委規則第二号  
平成三〇年三月三〇日教委規則第五号  
令和二年二月二七日教委規則第五号  
令和四年三月一八日教委規則第一号

(目的)

第一条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第十八条第二項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（昭和三十一年政令第二百二十一号）第六条の規定に基づき事務局の組織及び職の設置その他必要な事項を定めることを目的とする。

(事務局の名称)

第二条 事務局の名称を宇部市教育委員会事務局（以下「事務局」という。）という。

(課等の設置)

第三条 事務局に、次の課及び係を置く。

教育総務課 総務係

教育施設課 施設管理係 学校長寿命化推進係

学校教育課 指導係 学事係

教育支援課 学校安心支援係 特別支援教育推進係

社会教育課 社会教育推進係 コミュニティスクール推進係

人権教育課 社会人権教育係 学校人権教育係

学校給食課 給食係

学びの森くすのき・地域文化交流課 企画運営係 文化財・市史編さん係

(昭五七教委規則二・昭六〇教委規則二・平四教委規則一・平六教委規則三・平七  
教委規則三・平九教委規則一・平一四教委規則一・平一六教委規則九・平一七教委  
規則一・平一八教委規則四・平一九教委規則七・平二〇教委規則一・平二一教委規  
則七・平二二教委規則一・平二五教委規則一・平三〇教委規則五・令四教委規則一・



一部改正)

(課等の分掌事務)

第四条 前条に規定する誤及び係の分掌事務は、次のとおりとする。

教育総務課

- 一 教育委員会に関すること。
- 一 教育委員会の所管に属する職員の人事に関すること。
- 一 公印の管守に関すること。
- 一 教育に関する統計及び広報に関すること。
- 一 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。
- 一 奨学基金に関すること。
- 一 奨学生選考審査会に関すること。
- 一 就学援助に関すること。
- 一 教育に係る相談に関すること。
- 一 学校の物品購入に関すること。
- 一 総合教育会議に関すること。
- 一 事務部局内の幹部会議等会議に関すること。
- 一 事務部局内の連絡調整に関すること。
- 一 事務部局内の組織及び事務の調整に関すること。
- 一 事務部局内の基本計画等の調整に関すること。
- 一 事務部局内の重要事務事業の進行管理に関すること。
- 一 教育長の特命事項の調査研究及び企画立案に関すること。
- 一 事務部局内の広報及び広聴に関すること。
- 一 事務部局内の人権の擁護及び啓発に関すること。
- 一 事務部局内の庶務に関すること。
- 一 教育長の秘書に関すること。
- 一 スクールバスの運行及び遠距離通学に関すること。
- 一 その他事務部局内の他課に属しないこと。

教育施設課

- 一 教育財産の管理に関すること。
- 一 学校施設の管理に関すること。
- 一 学校施設の整備に関すること。

- 一 学校施設の長寿命化計画に関する事。
- 一 学校施設の整備計画に関する事。

#### 学校教育課

- 一 学校の組織編成及び教育課程指導に関する事。
- 一 学習指導、生徒指導及び進路指導に関する事。
- 一 教科書その他の教材の取扱に関する事。
- 一 教育研究実践に関する事。
  - ・ 教職員の研修に関する事。
- 一 教職員、生徒、児童の保健及び安全に関する事。
- 一 学校給食の教育指導に関する事。
- 一 学校の保健及び環境衛生に関する事。
- 一 学齡児童及び学齡生徒の就学、入学、転学及び退学に関する事。
- 一 通学区域の設定及び変更に関する事。
  - ・ 教職員の給与、福利、厚生事務に関する事。

#### 教育支援課

- 一 特別支援教育の推進に関する事。
- 一 教育支援委員会に関する事。
- 一 特別支援教育就学奨励費に関する事。
- 一 青い鳥基金に関する事。
  - ・ いじめ・不登校に関する事。
- 一 非行等問題行動に関する事。
- 一 青少年問題協議会に関する事。

#### 社会教育課

- 一 コミュニティ・スクールの推進に関する事。
- 一 社会教育に関する事。
- 一 社会教育委員会に関する事。
- 一 社会教育関係団体の指導及び連絡調整に関する事。
- 一 ユネスコ活動に関する事。
- 一 家庭教育に関する事。
- 一 宇宙教育の推進に関する事。
- 一 放課後子ども教室に関する事。

— 勤労青少年会館に関すること。 —

人権教育課

- 一 社会人権教育に関すること。
- 一 学校人権教育に関すること。

学校給食課

- 一 学校給食の計画及び指導に関すること。
- 一 学校給食施設の設置及び廃止に関すること。
- 一 学校給食センター及びその他の共同調理場の管理及び運営の総括に関すること。
- 一 その他学校給食に必要な事項に関すること。
- 一 学校給食運営委員会に関すること。
- 一 学校給食献立委員会に関すること。
- 一 学校給食費に関すること。

学びの森くすのき・地域文化交流課

- 一 文化財保護及び活用に関すること。
- 一 文化財審議会に関すること。
- 一 宇部市学びの森くすのきに関すること。
- 一 附設資料館の運営に関すること。
- 一 市史編さんに関すること。

(昭五七教委規則二・昭六一教委規則二・昭六一教委規則三・昭六三教委規則一・平元教委規則二・平二教委規則一・平四教委規則一・平六教委規則三・平七教委規則三・平九教委規則一・平一一教委規則二・平一二教委規則一・平一三教委規則二・平一四教委規則一・平一五教委規則三・平一六教委規則九・平一七教委規則一・平一八教委規則四・平一九教委規則五・平一九教委規則七・平二〇教委規則一・平二一教委規則四・平二一教委規則七・平二二教委規則一・平二二教委規則一〇・平二四教委規則二・平二五教委規則一・平二六教委規則三・平二七教委規則二・平三〇教委規則五・令二教委規則五・令四教委規則一・一部改正)

(教育部長等)

第五条 事務局に教育部長及び教育次長、課に課長並びに係に係長を置き、必要に応じ、事務局に理事又は参事、課に主幹、副課長又は副主幹及び係に主査、主務主任又は主任を置くことができる。

2 前項に規定するもののほか、必要があるときは、事務局に主幹、副主幹又は主査及び課

に主査を置くことができる。

3 必要に応じ主事を置くことができる。

4 前三項に規定する者は、職員又は教職員の中から教育委員会が命ずる。

(平九教委規則一・平一四教委規則一・平一八教委規則四・平二〇教委規則一・平三〇教委規則五・一部改正)

(事務の分担)

第六条 教育部長、課長及び係長は、上司の命を受けて、事務局、課及び係の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 教育次長及び副課長は、教育部長及び課長を補佐し、担当事務を掌理する。

3 理事、参事、主幹、副主幹及び主査は、上司の命を受け、担当事務を処理し、所属職員を指導する。

4 主事、主務主任、主任及び係員は、上司の命を受けて担当事務に従事する。

(平九教委規則一・平一四教委規則一・平一八教委規則四・平二〇教委規則一・平三〇教委規則五・一部改正)

(事務処理)

第七条 他の課等に関連する事務は、その関連する課等と協議の上、これを処理する。

2 主管が明らかでない事務があるときは、教育長が定める。

3 臨時又は主要な事務については、特に委員を設けて処理させることができる。

(平九教委規則一・平一四教委規則一・平二〇教委規則一・一部改正)

(係員の協力)

第八条 係員は、分担事務に従事するほか、課内において常に相助け、相互に協力しなければならない。

(平一四教委規則一・平二〇教委規則一・平三〇教委規則五・一部改正)

(教育機関の事務分掌)

第九条 教育機関の事務分掌等については、別に定める。

附 則

1 この規則は、昭和四十五年七月一日から施行する。

2 宇部市教育委員会事務局の組織等に関する規則(昭和三十一年教育委員会規則第二号)は、廃止する。

附 則(昭和四十八年十一月一日教委規則第三号)

この規則は、昭和四十八年十一月一日から施行する。

附 則（昭和五十年五月十五日教委規則第一号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和五十年四月一日から適用する。

附 則（昭和五十一年七月一日教委規則第四号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の宇部市教育委員会事務局の組織等に関する規則は、昭和五十一年七月一日から適用する。

附 則（昭和五十三年三月二十七日教委規則第一号）

この規則は、昭和五十三年四月一日から施行する。

附 則（昭和五十三年六月二十四日教委規則第六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十四年九月一日教委規則第四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十七年三月三十日教委規則第二号）

この規則は、昭和五十七年四月一日から施行する。

附 則（昭和六十一年三月三十一日教委規則第二号）

この規則は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附 則（昭和六十一年十二月二十二日教委規則第三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六十三年三月二十九日教委規則第一号）

この規則は、昭和六十三年四月一日から施行する。

附 則（平成元年二月三十一日教委規則第二号）

この規則は、平成元年四月一日から施行する。

附 則（平成二年三月三十日教委規則第一号）

この規則は、平成二年四月一日から施行する。

附 則（平成四年三月三十一日教委規則第一号）

この規則は、平成四年四月一日から施行する。

附 則（平成六年三月二十八日教委規則第三号）

この規則は、平成六年四月一日から施行する。

附 則（平成七年三月二十八日教委規則第三号）

この規則は、平成七年四月一日から施行する。

附 則（平成九年二月二十四日教委規則第一号）

この規則は、平成九年四月一日から施行する。

附 則（平成十一年十二月二十二日教委規則第二号）

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成十二年三月二十七日教委規則第一号）

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成十三年三月二十九日教委規則第二号）

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成十四年三月二十六日教委規則第一号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

（宇部市教育長に対する事務委任規則の一部改正）

- 2 宇部市教育長に対する事務委任規則（昭和三十一年教育委員会規則第三号）の一部を次のように改める。

〔次のよう〕略

（宇部市社会教育指導員設置規則の一部改正）

- 3 宇部市社会教育指導員設置規則（昭和四十七年教育委員会規則第四号）の一部を次のように改める。

〔次のよう〕略

（宇部市教育委員会教育長の職務代理者に関する規則の一部改正）

- 4 宇部市教育委員会教育長の職務代理者に関する規則（昭和五十年教育委員会規則第二号）の一部を次のように改める。

〔次のよう〕略

（宇部市教育委員会公印規則の一部改正）

- 5 宇部市教育委員会公印規則（平成八年教育委員会規則第三号）の一部を次のように改める。

〔次のよう〕略

附 則（平成十五年三月二十七日教委規則第三号）

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成十六年十月二十九日教委規則第九号）

この規則は、平成十六年十一月一日から施行する。

附 則（平成十七年三月二十五日教委規則第一号）

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成十八年三月二十四日教委規則第四号）

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成十九年三月二十三日教委規則第五号）

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成十九年四月一日教委規則第七号）

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二十年三月二十六日教委規則第一号）

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則（平成二十一年三月二十六日教委規則第四号）

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二十一年十月六日教委規則第七号）

この規則は、平成二十一年十月八日から施行する。

附 則（平成二十二年三月二十六日教委規則第一号）

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則（平成二十二年十月一日教委規則第十号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十四年六月二十六日教委規則第二号）

この規則は、平成二十四年七月一日から施行する。

附 則（平成二十五年三月二十九日教委規則第一号）

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則（平成二十六年十二月二十六日教委規則第三号）

この規則は、平成二十七年一月一日から施行する。

附 則（平成二十七年三月三十一日教委規則第二号）

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則（平成三十年三月三十日教委規則第五号）

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則（令和二年二月二十七日教委規則第五号）

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

附 則（令和四年三月十八日教委規則第一号）

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

附 則（令和 年 月 日教委規則第 号）

この規則は、令和五年 月 日から施行する。



○宇部市教育委員会職務権限規程

平成二十三年三月一日

教育委員会規程第一号

改正 平成二四年六月二六日教委規程第一号

平成二五年三月二九日教委規程第一号

平成二九年二月二七日教委規程第一号

平成三〇年三月三〇日教委規程第六号

令和四年三月一八日教委規程第二号

(目的)

第一条 この規程は、別に定めるもののほか、教育長の権限に属する事務の処理について、各職位の職務及び権限を明確にすることにより、事務の遂行の責任体制の確立と事務の組織的かつ能率的な処理を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第二条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 職位 組織上の地位をいう。
- 二 職務 職位に課せられた事務をいう。
- 三 権限 各職位が自己の職務を遂行するために必要な権能及びその限界をいう。
- 四 決裁 教育長がその権限に属する事務の管理執行について意思決定し、又は各職位が教育長から与えられた専決権に基づき、その職務権限に属する事務の管理執行について意思決定することをいう。
- 五 決裁者 決裁の権限を有する者をいう。
- 六 合議 決裁を受けなければならない事項について、決裁者が総合的に判断して的確な意思決定ができるように、関係職位と協議し、及び調整することをいう。
- 七 不在 出張、休暇その他の理由により、決裁者の意思決定を受けることができない状態をいう。
- 八 代決 決裁者が不在のとき、当該決裁者に代わって意思決定することをいう。
- 九 教育部長 級別職務区分表(昭和四十六年告示第四十九号)1の部教育委員会の事務部局の項に定める職(理事を除く。)にある職員をいう。
- 十 教育次長 級別職務区分表2の部教育委員会の事務部局の項に定める職(参事を除く。)にある職員をいう。

十一 課長 級別職務区分表3の部教育委員会の事務部局の項に定める職(主幹を除く。)にある職員をいう。

十二 課長補佐 級別職務区分表4の部教育委員会の事務部局の項に定める職(副主幹を除く。)にある職員をいう。

十三 係長 級別職務区分表5の部教育委員会の事務部局の項に定める職(主査及び主務主任を除く。)にある職員をいう。

十四 係員 第九号から前号までに掲げる職にある職員以外の職員(理事、参事、主幹、副主幹、主査及び主務主任を除く。)をいう。

(令四教委規程二・一部改正)

(職務)

第三条 教育部長、教育次長、課長、課長補佐、係長及び係員は、上司の命を受け、おおむね別表第一に定める職務を行うものとする。

(責任及び権限)

第四条 各職位は、前条に定めるところにより、職務の遂行について責任を負い、かつ、必要な権限を有するものとする。

(職務権限の明細)

第五条 決裁者の職務権限の明細は、宇部市職務権限規程(昭和四十七年宇部市規程第五号)別表第二に定める共通の権限事項のほか、教育委員会事務局の課及び市立図書館の個別事項については、おおむね別表第二及び別表第三のとおりとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものについては、教育長の決裁を受けなければならない。

一 教育長の指示により処理するもの

二 事例が異例に属し、又は先例となるもの

三 紛議及び論争のあるもの又は将来その原因となるおそれのあるもの

2 前項に規定する決裁者に当たる職位を置かない部署にあつては、当該職位の直近上位の職位が決裁者となるものとする。

(平三〇教委規程六・一部改正)

(権限行使の基準)

第六条 各職位は、市民全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を遂行するとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるように努めなければならない。

2 各職位は、その職務権限を自ら行使しなければならない。

3 各職位は、職務権限を行使するに当たっては、常に命令系統の統一を保ち、これを乱す

ことがあってはならない。

- 4 各職位は、法令、条例、規則、規程、訓令、予算その他の基準に従い、その職務権限を行使しなければならない。
- 5 各職位は、他の職位の職務権限を尊重し、互いにその職務権根を侵してはならない。
- 6 各職位は、その職務権限を行使するに当たっては、関係職位との意思の疎通を図り、市政の総合的な効果を挙げるように努めなければならない。
- 7 各職位は、その職務権限の執行状況を適宜、直属上位の職位に報告しなければならない。  
(決裁及び合議の手続)

第七条 決裁は、起案者から順次、直属上位の職位の検討を経て受けるものとする。

- 2 決裁を受けなければならない事項のうち、関係職位と協議し、及び調整する必要があるものについては、起案者は、直属上位の職位の検討を経て、決裁を受けた後に、関係職位に合議しなければならない。

(事前協議)

第八条 前条第二項の規定により合議を要する事項のうち、通常の合議では関係職位との協議及び調整が十分行われ難い事項については、起案者は起案する前に関係職位と協議及び調整をしなければならない。

- 2 前項の規定による事前協議が成立したときは、合議をしたものとみなす。

(代決の順位)

第九条 決裁者が不在のときの代決の順位は、次のとおりとする。

決裁者	代決の順位
教育長	教育部長、教育次長
教育部長	教育次長、課長
教育次長	課長、課長補佐
課長	課長補佐、係長
係長	上席担当者

(代決の禁止)

第十条 各職位は、あらかじめ代決をしてはならないと指定したものについては、いかなる理由があっても、代決することはできない。

(代決の報告)

第十一条 各職位は、代決をしたときは、速やかに決裁者に報告し、決裁文書を決裁者の閲覧に供さなければならない。

(解釈及び運用)

第十二条 この規程の解釈及び運用について疑義が生じた場合は、教育長がこれを決定する。

附 則

この規程は、平成二十三年三月一日から施行する。

附 則 (平成二十四年六月二十六日教委規程第一号)

この規則は、平成二十四年七月一日から施行する。

附 則 (平成二十五年三月二十九日教委規程第一号)

この規程は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十九年二月二十七日教委規程第一号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三十年三月三十日教委規程第六号)

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則 (令和四年三月十八日教委規程第二号)

この規程は、令和四年四月一日から施行する。

附 則 (令和五年 月 日教委規程第 号)

この規程は、令和五年 月 日から施行する。

別表第一 (第三条関係)

各職位の職務表

職位	職務内容
教育部長	一 市政の基本方針の決定並びに全般的な調整に関する教育長の職務の補佐
	二 教育次長及び所属の課長の指揮監督並びに所属職員の統括
	三 分掌事務の執行方針及び執行計画の決定並びにその遂行
	四 分掌事務の執行状況の把握並びに特異なものの教育長への報告
	五 市長部局の各部等及び他の行政機関との連絡及び協力
	六 所属職員の人事管理及び管理監督者の養成
	七 対外的な事務の処理
教育次長	一 諸計画への参画及び教育部長の職務の補佐
	二 所属の課長の指揮監督
	三 所管事務の遂行及び各課分掌事務の全般的な調整
	四 所属事務の執行状況の把握及び特異なものの教育部長への報告

課長	一 諸計画への参画及び教育部長又は教育次長の職務の補佐
	二 所属の課長補佐及び係長の指揮監督並びに所属職員の統括
	三 分掌事務の処理計画の決定及びその遂行
	四 分掌事務の調整及び各係等への分担割当て
	五 分掌事務の執行状況の把握並びに特異なものの教育部長及び教育次長への報告
	六 課等相互間の連絡及び協力
	七 所属職員の人事管理及びその研修
	八 分掌事務の改善及び執務環境の管理
課長補佐	一 課長の職務を補佐し、課長の指示による職務の遂行
	二 担当する事務について、係長又は所属職員の指揮監督及び職務の遂行
係長	一 課等の諸計画への参画及び課長又は課長補佐の職務の補佐
	二 所属職員の指揮監督
	三 分掌事務の処理計画の決定及びその遂行
	四 分掌事務の調整及び所属職員への割当て
	五 分掌事務の執行状況の把握及び特異なものの課長又は課長補佐への報告
	六 係等相互間の連絡及び協力
	七 所属職員の健康管理
	八 分掌事務の改善及び実施の援助並びに事務処理の指導及び研修
	九 係内の執務環境の整備及び所属職員の勤務意欲の高揚
係員	一 係等の処理計画への参画及び係長の職務の補佐
	二 担当事務の遂行及び改善
	三 係員相互間の連絡及び協力

別表第二（第五条関係）

（平24教委規程1・平25教委規程1・平29教委規程1・平30教委規程6・令4教委規程2・一部改正）

教育委員会事務局

課名	事務の種類	職務権限規程	区分					合議先	備考 (市長部局合
			係長	課長	教育	教育	教育		

					次長	部長	長		議先)	
教育 総務 課	1 教育委員 会	(1) 教育委員会会議 の招集告示				○				
		(2) 教育委員会会議 への付議事案等の 決定					○			
		(3) 教育委員会会議 の結果報告						○		
	2 職員の人 事管理、任 用、服務、 分限、賞罰 等	(1) 人事管理の基本 方針の決定						○		職員課
		(2) 職員の任用及び 退職の決定						○		職員課
		(3) 職員の休職又は 復職等の決定						○		職員課
		(4) 職員の身分証明 書の発行	○							
	3 秘書	(1) 教育長関係の交 渉及び折衝等の総 合調整	○							
		(2) 交際費の支出の 管理	○							
	4 公印管理	(1) 公印の管理	○							
		(2) 公印の調製、改 刻又は廃棄						○		
	5 奨学金	(1) 奨学基金の管理					○			
		(2) 審査会の開催						○		
(3) 奨学金交付の決 定通知							○			
6 就学援助	(1) 就学援助の認定						○			
	(2) 援助金の交付	○								

	7	スクールバス	(1) スクールバスの運行	○					
教育施設課	1	事業計画	(1) 学校施設耐震化計画の決定				○		政策企画課 財政課
	2	学校施設の管理	(1) 工作物の設置等の許可  (2) 施設の管理上必要な指導、指示、措置等 (ア) 重要なもの (イ) 軽易なもの	○				○	
学校教育課	1	教育職員(宇部市立学校職員職務規程(昭和48年教育委員会訓令第1号)第2条第2項の「教育職員」をいう。以下同じ。)の人事管理、職務等	(1) 教育職員の人事管理の基本方針及び人事計画の決定  (2) 教育職員の定期昇給  (3) 教育職員の職務(宇部市立学校職員職務規程中教育委員会に提出し、又は承認若しくは許可を受ける必要があるもの)  (4) 教育職員の評価 (5) 教育職員の免許 (6) 教育職員の研修 (7) 教育職員の保健、福利厚生				○		
				○					
								○	教育総務課
					○				
					○				
					○				
					○				

	2	学校教育	(1) 教育課程、学習指導	○					
			(2) 生徒指導	○					
			(3) 教科書の採択				○	教育総務課	
			(4) 学級編制及び教育職員の定数	○				教育総務課	
			(5) 就学学校の指定及び変更	○					
			(6) 教科書の無償給与	○					
			(7) 児童・生徒の保健	○					
			(8) 日本スポーツ振興センターへの給付申請	○					
教育支援課	1	特別支援教育の推進	(1) 特別支援教育推進に関する事業の実施						
			(ア) 重要なもの				○		
	(イ) 軽易なもの	○							
	2	教育支援	(1) 障害のある児童・生徒等への教育支援	○					
3	特別支援教育就学奨励	(1) 就学奨励の認定				○			
		(2) 奨励金の交付	○						
4	青少年の	(1) 青少年の健全育							



	健全育成の推進	成推進に関する事業の実施 (ア) 重要なもの (イ) 軽易なもの					○		
	5 いじめ・不登校対策の推進	(1) いじめ・不登校対策推進に関する事業の実施 (ア) 重要なもの (イ) 軽易なもの					○		
	6 ふれあい教室	(1) 通室の許可 (2) 退室の決定	○						
学校給食課	1 学校給食の運営	(1) 管理運営に関する方針及び計画の決定 (ア) 重要なもの (イ) 軽易なもの					○		政策企画課 財政課
		(2) 学校給食運営委員会の開催					○		
		(3) 学校給食献立委員会の開催					○		
社会教育課	1 コミュニティ・スクールの推進	(1) コミュニティ・スクール推進に関する事業の実施 (ア) 重要なもの					○		

	の (イ) 軽易なもの	○					
2 社会教育の推進	(1) 社会教育推進に関する事業の実施 (ア) 重要なもの (イ) 軽易なもの	○			○		
	(2) 家庭教育事業の実施 (ア) 重要なもの (イ) 軽易なもの	○			○		
	(3) 市民教養講座の開催 (ア) 重要なもの (イ) 軽易なもの	○			○		
	(4) ユネスコ活動 (ア) 重要なもの (イ) 軽易なもの	○			○		
3 宇宙教育の推進	(1) 宇宙教育事業の実施 (ア) 重要なもの				○		

		(イ) 軽易なもの	○					
	4 勤労青少年会館の運営	(1) 施設の使用許可 (2) 施設の運営上必要な指導、指示、措置等 (ア) 重要なもの (イ) 簡易なもの	○			○		
人権教育課	1 人権教育の推進	(1) 人権教育推進計画の決定				○		
		(2) 人権教育推進委員協議会連絡会の開催				○		
		(3) 講演会、研修会等の開催 (ア) 重要なもの (イ) 軽易なもの	○			○		
学びの森くすのき・地域文化交流課	1 文化財審議会	(1) 文化財審議会の開催				○		
		(2) 審議会への諮問				○		
	2 文化財の保護、活用	(1) 文化財の保護、活用の決定 (ア) 重要なもの (イ) 軽易なもの	○			○		



	(イ) 軽易なもの			○				
	(2) 施設の使用許可			○				
	(3) 施設の管理運営上、必要な指導、指示、措置等							
	(ア) 重要なもの					○		
	(イ) 軽易なもの			○				
2 図書館の資料情報	(1) 発注及び受入の決定			○				
	(2) 収集及び除籍の決定			○				

## ○宇部市勤労青少年会館条例

昭和四十二年十月十六日

条例第三十六号

### (設置)

**第一条** 青少年に自主的な活動の場を提供し、心身ともに健全な青少年の育成を図るため、施設を設置する。

### (定義)

**第二条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 青少年 おおむね満六歳以上満三十五歳未満の者をいう。
- 二 青少年団体 おおむね満六歳以上満三十五歳未満の者で組織する団体で、市規則で定めるところにより登録を受けた団体をいう。

### 第三条 削除

### (名称及び位置)

**第四条** 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

- 一 名称 宇部市勤労青少年会館
- 二 位置 宇部市松山町一丁目十二番一号

### (使用許可の施設)

**第五条** 市長は、宇部市勤労青少年会館(以下「青少年会館」という。)に設置する次に掲げる施設の使用を許可することができる。

- 一 集会堂
- 二 会議室
- 三 視聴覚室
- 四 科学講座室
- 五 美術工芸室
- 六 和室
- 七 多目的音楽室

### (許可の申請等)

**第六条** 前条各号に掲げる施設を使用しようとする者は、あらかじめ、市規則で定める申請書を市長に提出しなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、青少年会館の設置目的にかかわらず、特に必要があると認めるときは、青少年以外の者に前条各号に掲げる施設の使用を許可することができる。

3 市長は、前条の規定による許可を与えるに当たっては、青少年団体の使用を優先させるように努めなければならない。

### (許可の条件)

**第七条** 市長は、第五条の規定による許可を与えるに当たっては、条件又は期限を付し、及びこれを

変更することができる。

(許可の制限)

**第八条** 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。

- 一 公益を害し、又は営利を目的とするおそれがあるとき。
- 二 建物又は附属施設を損傷し、又は滅失させるおそれがあるとき。
- 三 政治的又は宗教的活動に利用するおそれがあるとき。
- 四 その他青少年会館の管理上支障があるとき。

(使用料)

**第九条** 第五条各号に掲げる施設の使用料は、別表第一の規定により算出して得た合計額に消費税法(昭和六十三年法律第八号)及び地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定により算出した消費税額及び地方消費税額(以下単に「消費税額及び地方消費税額」という。)を加え、一円未満の端数を切り捨てた額とする。

- 2 前項の使用料は、前納しなければならない。
- 3 プラネタリウム室の使用料は、別表第二に定める額に消費税額及び地方消費税額を加え、一円未満の端数を切り捨てた額とし、当該室を使用する際に徴収する。

(使用料の後納又は減免)

**第十条** 青少年団体の育成上その他市長において特別の理由があると認めるときは、前条の規定にかかわらず、使用料を後納させ、又は減免することができる。

(使用料の還付)

**第十一条** 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長において特別の理由があると認めるときはその全部又は一部を還付することができる。

(許可の取消等)

**第十二条** 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、使用の許可を取消し、又は使用を一時停止させることができる。この場合において生ずる損害については、市は、賠償の責めを負わない。

- 一 この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- 二 許可に付した条件に違反したとき。
- 三 第八条各号のいずれかに該当したとき。

(損害賠償)

**第十三条** 青少年会館を使用する者は、不可抗力による場合を除き、建物又は附属施設を損傷し、又は滅失させたときは、速やかに市長が認定した損害額を賠償しなければならない。

(転貸譲渡の禁止)

**第十四条** 第六条第一項の規定により許可を受けた者は、その権利を他に転貸し、又は譲渡してはならない。

(委任)

**第十五条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市規則で定める。

別表第1(第9条関係)

区分	使用時間 午前9時から正午 まで	正午から午後5時 まで	午後5時から午後 9時まで	延長料1時間に つき
集会堂	1,100円	1,800円	2,100円	630円
会議室	400円	700円	800円	240円
視聴覚室	800円	1,300円	1,600円	480円
科学講座室	800円	1,300円	1,600円	480円
美術工芸室	500円	800円	1,100円	330円
和室	500円	800円	1,100円	330円
多目的音楽室	900円	1,500円	1,800円	540円

備考

- 1 この表に定める使用時間に満たないときの使用料は、所定使用時間の使用料による。
- 2 午後9時を超えて使用するときの使用時間に1時間未満の端数が生じたときは、30分以上は1時間に切り上げ、30分未満は切り捨てる。
- 3 冷暖房を使用するときは、その使用時間に応ずる冷暖房料金の実費額を徴収する。この場合において、使用時間に1時間未満の端数が生じたときは、30分以上は1時間に切り上げ、30分未満は切り捨てる。

別表第2(第9条関係)

区分	使用料
プラネタリウム室	1人1回につき 50円

備考 19歳未満の者又は19歳以上の者で学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する高等学校、中等教育学校若しくは特別支援学校の生徒であるものが使用する場合は、使用料を徴収しない。



## ○宇部市勤労青少年会館条例施行規則

昭和四十二年十月十七日

規則第十八号

(趣旨)

**第一条** この規則は、宇部市勤労青少年会館条例(昭和四十二年条例第三十六号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(閉館日)

**第二条** 宇部市勤労青少年会館の閉館日は、次のとおりとする。

- 一 一月一日から同月三日まで及び十二月二十九日から同月三十一日まで
- 二 前号に掲げる場合のほか、市長において特に必要があると認めた日

(登録の申請等)

**第三条** 条例第二条第二号の市規則で定めるところは、様式第一号による申請書を市長に提出し、かつ、様式第二号による登録証を交付された場合とする。

(登録証の有効期限)

**第四条** 登録証の有効期限は、毎年三月末日までとする。

(登録証の記載事項変更届出等)

**第五条** 登録証の交付を受けた者は、その記載事項に変更を生じたときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

2 登録証の交付を受けた者は、登録証を紛失し、又は損傷したときは、速やかに再交付を受けなければならない。

(使用の許可申請等)

**第六条** 条例第六条第一項の市規則で定める申請書は、様式第三号による。

2 市長は、前項の申請書の提出があつた場合においてその内容を審査の上、使用を許可したときは、様式第四号による許可書を交付する。

(使用料の後納又は減免申請)

**第七条** 条例第十条の規定により使用料の後納又は減免を受けようとする者は、様式第五号による申請書を市長に提出しなければならない。

(使用料の還付請求)

**第八条** 条例第十一条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、様式第六号による請求書を市長に提出しなければならない。

(その他)

**第九条** プラネタリウム室を使用しようとする者は、様式第七号による観覧券を購入しなければならない。

## 宇部市文化財審議会 委員名簿

担当課等名 宇部市学びの森くすのき・地域文化交流課

令和5年5月1日現在

氏名	ふりがな	性別	年齢	所属	役職等	専門分野	就任年月日	在任期間	任期
1 岩元 修一	いわもと しゅういち	男	66	元宇部工業高等専門学校	元教授	古文書 歴史資料	2007年4月1日	16年目	2023年5月1日 ~ 2025年4月30日
2 岡本 麻美	おかもと まみ	女	41	山口県立美術館	学芸員	日本絵画 美術工芸品	2013年4月1日	10年目	2023年5月1日 ~ 2025年4月30日
3 戸坂 芳朗	とさか よしろう	男	47	山口県樹木医会	—	天然記念物(植物)	2021年5月1日	2年目	2023年5月1日 ~ 2025年4月30日
4 松本 久美子	まつもと くみこ	女	54	周南市美術博物館	学芸員	歴史全般 博物館	2011年4月1日	12年目	2023年5月1日 ~ 2025年4月30日
5 若山 さやか	わかやま さやか	女	51	山陽小野田市歴史民俗資料館	館長	歴史全般 博物館	2013年4月1日	10年目	2023年5月1日 ~ 2025年4月30日
6 渡邊 一雄	わたなべ かずお	男	70	元楠光学院大学	元教授	考古学 史跡	2007年4月1日	16年目	2023年5月1日 ~ 2025年4月30日

## 宇部市文化財保護条例 抜粋

### 第六章 宇部市文化財審議会

#### (設置)

第四十三条 教育委員会の諮問に応じ、本市の区域内に存する文化財の保存及び活用に関して調査審議させるため、宇部市文化財審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

#### (組織)

第四十四条 審議会は、委員十人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから教育委員会が任命する。

#### (任期)

第四十五条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (会長)

第四十六条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

#### (会議)

第四十七条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

#### (幹事)

第四十八条 審議会に幹事若干人を置く。

2 幹事は、関係職員のうちから教育委員会が任命する。

3 幹事は、審議会の所掌事務について委員を補佐する。

4 幹事は、会議に出席して意見を述べることができる。

寄 附 (4月分)

令和5年5月12日 報告

寄附年月日	寄 附 者	金 額 等	趣 旨 等
令和5年4月4日	匿 名	5,000 円	交通遺児のため として  (平成24年度から通算131回目)
令和5年4月10日	匿 名	5,000 円	交通遺児のため として  (平成24年度から通算132回目)
令和5年4月27日	UBE出版 代表 堀 雅昭	郷土学習用資料37 冊	将来的な地域のブランド化につながる シビックプライド醸成のため